

住民基本台帳ネットワークシステム 令和3年度以降の監査の実施について

1 基本的な考え方

- 自己点検は、新規事務利用機関を含め全機関で年1回実施する。
- 全ての事務利用機関を対象に、3年間で内部監査又は外部監査のいずれかを実施する。
- 新規事務利用機関については、原則利用開始年度に内部監査を実施する。
- 外部監査については、本庁及び現地機関において各1箇所実施する。

2 年度別計画

上記の考え方を踏まえ、第5期「令和2年度から令和4年度まで」の年度別計画について、下表のとおり予定している。

【年度別計画(案)】

年 度	監査対象機関	
	内部監査	外部監査
令和2年度	消防課、職員課、地域福祉課、建築住宅課、公営住宅室、国際観光推進室、南信州地域振興局、木曾地域振興局	障がい者支援課、諏訪地域振興局
令和3年度	総合政策課、税務課、保健・疾病対策課、山岳高原観光課、特別支援教育課、上田地域振興局、上伊那地域振興局、長野地域振興局、 <u>総務事務課</u>	高校教育課、松本地域振興局
令和4年度	私学振興課、産業技術課、農業政策課、交通指導課、監査委員事務局、多文化共生・パスポート室、佐久地域振興局、北信地域振興局、	こども・家庭課、北アルプス地域振興局

※下線は、新規事務利用機関

3 監査人

- (1) 内部監査 セキュリティ責任者、ネットワーク管理者又はこれらの指定する者
- (2) 外部監査 別に定める一定の資格・能力を有する外部の監査人